

評議員・役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人のびのび福祉会（以下「法人」という。）定款第8条、定款第21条の規程に基づき、評議員及び役員、評議員選任・解任委員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事、顧問をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席及び、法人・事業所業務ための出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は、別表2に定める額の範囲内とする。
- (2) 通勤手当の額は、社会福祉法人のびのび福祉会給与規程による。
- (3) 退職金の支給については、別表5に定める額の範囲内とする。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等、法人業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には支給しない。

4 評議員選任・解任委員等の報酬は日額とし、評議員選任・解任委員会の出席の都度、別表4に基づき支給する。

5 第1項及び第3項に定める法人業務が同日に行われる場合、複数の業務に出席した評議員及び役員には、いずれかの業務に対する報酬及び第5条の費用弁償費を支給するものとし、重複して支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬などの区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月20日(ただし、当該日が土曜日、日曜日又は休日の場合は社会福祉法人のびのび福祉会 職員給与規程に準じて支給する。以下同じ)。
- (2) 退職金 役員として円満に任期を満了し、退任したときに支給するものとする。

2 前条各号に規程する報酬、費用等は現金をもって本人(死亡により退任した者の退職金にあってはその遺族。以下同じ)に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の弁償)

第5条 法人は、評議員及び役員、評議員選任・解任委員等が、第3条第1項及び第3項、第4項によるその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、社会福祉法人のびのび福祉会旅費規程に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。
ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成14年 8月 1日より施行する。
平成24年 6月 1日より施行する。
平成24年10月 1日より施行する。
平成29年 4月 1日より施行する。
令和 1年12月24日より施行する。
令和 3年 7月 1日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	日額
評議員会への出席	5,000円
上記のほか、法人・事業所業務のための出勤	10,000円

別表2 理事長の報酬

役職	月額
理事長	437,500円

※ただし法人全体の財政状況が悪化し、運営に支障が生じた場合は、理事会の承認を受け減額されることもある。

別表3 非常勤役員（理事・監事・顧問）の報酬

役職	日額
理事会への出席	5,000円
上記のほか、法人・事業所業務のための出勤	10,000円

※当法人職員を兼任し、職員給与を支給している役員に対しては、別途職員給与の額を、職員給与規程により支給する。

別表4 評議員選任・解任委員の報酬

役職	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円

別表5 理事長の退職金算定式

報酬月額×在任年数

上記の在任年数は1年単位とし、端数は月割りとする。